

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

2025 年 8 月 27 日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 上松 英司

1 業務概要

(1) 業務名

CS 分析及び広報支援業務（2025 年度）

(2) 業務内容

「CS 分析及び広報支援業務（2025 年度）」（以下「本業務」という。）は、当社で実施、策定しているお客さま満足度調査とお客さま満足アッププランを通じて、お客さま満足について一貫性をもって発信することで、当社への事業理解の深化及び満足度向上を目指すことを目的とした業務である。

(3) 履行期限

2026 年 8 月 31 日

2 企画競争参加資格

- (1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和 5 年阪神高速細則第 1 号）に基づく取引停止の対象者に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出時に、次の①から④までの資料を提出した者であること。
 - ①：商業・法人登記事項証明書の写し
 - ②：営業経歴書
 - ③：財務諸表類
 - ④：納税証明書の写し
- (4) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間に当社から競争参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) アンケート分析を含む業務の実績及び SNS や WEB 媒体に広告を掲出した業務の実績をそれぞれ 2 件以上有すること。なお、2020 年 4 月以降に業務を開始し、企画提案書提出期限の日までに業務が完了しているものに限る。
- (6) 詳細は企画競争説明書による。

3 手続等

- (1) 担当部署

阪神高速道路株式会社 経理部契約課 樋渡

(住 所) 〒530-0005 大阪市北区中之島 3-2-4

中之島フェスティバルタワー・ウエスト

(電 話) 06-6203-8888 (代) (内線 3474)

(F A X) 06-6203-8313

(E-mail) keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp

受付時間：午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）

(2) 企画競争説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：本公示の日から 2025 年 10 月 1 日（水）午後 4 時まで
- ② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R 等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。
・阪神高速道路株式会社ホームページ（購入等の入札公告）
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/buppin/>
- ③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該購入等の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトの URL 情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：2025 年 10 月 1 日（水）午後 4 時必着
- ② 提出場所：（1）に同じ
- ③ 提出方法：1 部を持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）行い、企画競争説明書 5（2）に定める企画提案内容を記載した書面のデータを PDF 形式で CD-R に書き込み、当該 CD-R 1 部を提出すること。
持参する場合の受付時間は企画競争説明書の交付開始日から企画提案書の提出期限までの毎日（休日を除く）、午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで

(4) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時及び場所

提案内容の評価のために当社が必要と判断した場合、企画提案者によるプレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、プレゼンテーションの実施有無の通知については、2025 年 10 月 7 日（火）を予定している。

- ① 日時：2025 年 10 月 15 日（水）又は 16 日（木）
- ② 場所：阪神高速道路株式会社 本社

4 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした提出者に対して取引停止措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書の特定者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当社関係規程に基づく契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- (7) 企画競争の実施の結果、各者の提案内容が当社の求める水準に達しないときは、企画提案書を特定しないことがある。
- (8) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても選定又は特定しない。
- (9) 企画提案書の提出期限以降における差し替え及び再提出並びに記載された内容の変更は原則として認めない。
- (10) 提出期限以降における企画提案書に記載した内容は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務実績を有する者であるとの当社の了解を得なければならない。
- (11) 企画競争に参加する各者は、本企画競争参加により知り得た情報について、守秘義務を負うこととする。
- (12) その他の詳細は企画競争説明書による。

(参考資料)

○阪神高速道路株式会社契約規則

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないもの
とすることができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人
の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合におい
て、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年
を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含
む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若
しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得る
ために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の
職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、
契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含
む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をし
なかった者
- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）
に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいず
れかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者